**ご存知ですか**

**訪問介護・「通院等のための乗車又は降車の介助」の利用法**

「通院等のための乗車又は降車の介助」とは、「身体介護」、「生活援助」と並ぶ訪問介護の報酬算定区分のひとつです。

**サービスの内容**

　「通院等のための乗車又は降車の介助」を実施するとして県に届け出た訪問介護事業所の訪問介護員が、自らの運転する車への乗り降りの介助を行うサービスです。

　この場合、乗車前・降車後の屋内外における移乗等の介助若しくは外出先での受診手続き、移動などの介助を一連のサービス行為として行った場合に介護報酬を算定します。

**サービスの範囲**

　①　往路：通院等の日常生活に必要な外出を行う場合、利用者の居宅内から医療機関等の目的地内までの間で移動等必要なサービスが終了するまで

　②　復路：日常生活に必要な外出目的を達した医療機関等から利用者の自宅内までの間で、移動等必要なサービスが終了するまで

**＜　具体的なサービス例　＞**

**自宅の中　　　　　　自宅から乗車までの間　　　　　　　　　　　　降車から病院等までの間　　　　　病院等の中**

転倒しないように**乗**車から降りる際の介助

着替えや外出の　　　　支える介助　　　　　　　　**車**　転倒しないように　　　　　　受診等の

支度などの介助　　　　車に乗車する際の介助　　　**中**　　　支える介助　　　　　　　　　手続き

**利用できる人**

　　要介護者（要介護１～５）で次の要件のいずれかに該当する人

　　　・立ったり座ったりするときに常に介護が必要な人　　　・ひとりで歩行できない人

　　　・ひとりで階段など段差を越えられない人

**サービス利用の目的**

|  |  |
| --- | --- |
| **○　介護保険の適用となるケース**(日常生活上・社会生活上必要な外出支援のための利用に限られます) | **×　介護保険の適用とならないケース** |
| ・病院・診療所への通院・預・貯金の引きおろし（同居親族等に代行する者がおらず、他に手段・方法や、利用できる制度がない場合）・通所介護・介護保険施設の見学（今後受けるサービスを選択するための見学のみ）・公共機関における日常生活に必要な申請や届出（本人が直接出向く必要がある場合）・選挙 | ・趣味・嗜好のための利用（映画、花見等）・旅行、温泉へ行くための利用・親族宅への訪問・家族・地域の行事や、その見学（敬老会、文化祭、運動会等）・転院の際の利用・冠婚葬祭 |

　**「通院等のための乗車又は降車の介助」を算定する際の留意事項**

　適切なアセスメントを通じて、自立した日常生活を送るために必要な様々なサービス内容の一つとして、あらかじめ居宅サービス計画に位置づけておくことが必要です。

　居宅サービス計画には、次の三点を明確に記載しておくことが必要です。

　　・通院等に必要であることその他車両への乗降が必要な理由

　　・利用者の心身の状況から乗降時の介助行為を要すると判断した旨

　　・総合的な援助の一環として、解決すべき課題に応じた他の援助と均衡していること